

裁判を起こしたみんなと国（厚生労働省）との間の約束

平成22年1月7日

全国の原告71人は、これまで、国と話し合いをしてきました。国が原告が裁判を起こすしかなかった意味をわかって、これからの障害者福祉は、障害のある人が世の中で一人の人間として当たり前に安心して生きていけるように精一杯がんばることを約束したので、次のように、約束ごとを文章にして確認することにしました。

1 国は、なるべく早く応益負担制度をなくし、障害者自立支援法も平成25年8月までにはなくして、新しい制度をスタートします。

その新しい制度では、障害者福祉は、障害者の基本的人権が守られることを基本とすることにします。

2 国は、憲法違反だと裁判を起こした原告のみなさんの思いに共感し、真剣に受け止めます。

十分に障害者の意見や生活も調べず、あわてて障害者自立支援法を作つて、応益負担制度を持ち込んだため、障害者や家族の人にたくさんの苦勞をかけ、人としての尊厳をととても傷つけたことを心から反省しています、これからはその反省を忘れずに、新しい制度を作っていきます。

これからの制度は、この反省を大事にして、原告のみなさんから寄せられた要望書を受け止め、「障がい者制度改革推進本部」というところで、障害者ご本人が十分に参加した会議で、よく実態と意見をきいて決めます。

3 裁判では、利用者負担のおかしいところや、サービスを月に受けることのできる量が、地域によって削られたりする問題など、障害者自立支援法の

いろいろな問題点も明らかにしてきたので、そこを十分に考えて、新しい制度を作っていくように、「障がい者制度改革推進本部」でよく検討し対応するようにします。

4 障害者自立支援法を廃止する3年半の間も、応益負担制度をなるべく早くなくすため、今年4月からは、税金が非課税の人は、福祉サービスと補装具の負担はゼロにします。医療については、まだゼロになっていませんが、ひきつづきそうなるように努力を続けます。

5 これから国が、ここで約束したことを、ちゃんと守っていけるかどうか見守るために、原告と国とで、定期的に集まって、意見交換をしていくことにします。

以上